

平成23年4月から事業系ごみの分別方法が変わります！！

北谷町では、家庭や事業所から出される「一般廃棄物」の処理について、平成13年度に「北谷町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ減量化や資源化に努めております。

家庭系ごみについては平成17年度に「家庭ごみ有料化制度」を導入し、ごみの発生抑制と資源化分別の徹底を図っておりますが、「事業系ごみ」については「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の2種分別のままとなっています。

循環型社会のまちづくりのため、平成23年4月より倉浜衛生施設組合清掃工場へ搬入する事業系一般廃棄物については、家庭系ごみと同様の分別・排出方法へ変更していきます。

各事業者の皆様には、廃棄物の排出抑制、資源の循環、適正処分についてご協力くださいますようお願い致します。

平成23年度からの新たな事業系ごみ分別方法について

現在

- 可燃ごみ
- ・生ごみ
- ・紙類
- ・プラスチック類等



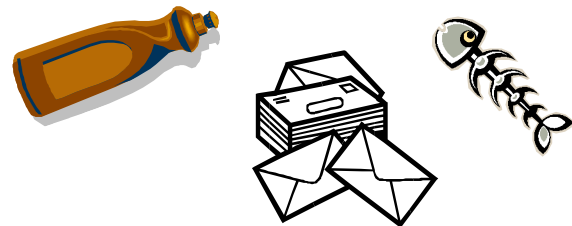
- 不燃ごみ
- ・金属
- ・ガラス類
- ・陶磁器類
- ・空き缶
- ・ペットボトル
- ・蛍光灯等



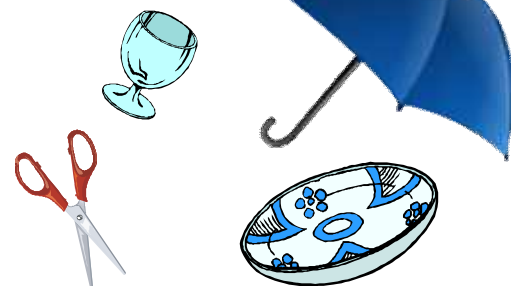
変更！！

新分別

- 可燃ごみ
- ・生ごみ
- ・リサイクルに向かない紙類
(感熱紙やビニールコート紙)
- ・ペットボトルを除くプラスチック類



- 不燃ごみ
- ・金属類
- ・ガラス類
- ・陶磁器類



資源ごみ

- ・空き缶(飲料用等)
- ・空きビン(飲料用等)
- 金属製のキャップは不燃ごみへ
- ・ペットボトル
- キャップとラベルは可燃ごみへ
- ・古紙類
(新聞紙・チラシ、雑誌類、ダンボール、紙パック、その他雑がみ)



資源ごみの排出・回収方法については、現在契約している許可業者との調整・相談をお願い致します。

(資源ごみ類の処理費用は、無料となっております。但し、収集運搬料については別となっておりますのでご契約されている業者へご確認をお願い致します。)

家庭ごみの分別区分に準じたものとなりますので、家庭ごみ用パンフレットをご参考に内容等のご確認をお願い致します。

一度に大量にごみを出すなど収集・運搬に支障を来たす場合は処理困難物として回収出来ないことがあります。事前に契約業者へ確認を取るなど調整をお願い致します。また、産業廃棄物は収集対象となりません。不適切な排出方法等がなされている場合には、収集業者も立会いの上で現場確認及び指導を行います。

